

## 要保護児童対策地域協議会設置・運営指針新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1章 要保護児童対策地域協議会とは</p> <p>1. 平成16年度児童福祉法改正法の基本的な考え方</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) このため、児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号。以下「平成16年児童福祉法改正法」という。）においては以下の規定が整備された。</p> <p>① 地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者（以下「要保護児童等」という。）に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会（「子どもを守る地域ネットワーク」。以下「地域協議会」という。）を置くことができる。</p> <p>② 地域協議会を設置した地方公共団体の長は、地域協議会を構成する関係機関等のうちから、地域協議会の運営の中核となり、要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う要保護児童対策調整機関を指定する。</p> <p>③ 地域協議会を構成する関係機関等に対し守秘義務を課すとともに、地域協議会は、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対して資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 削除</p> <p>2. <u>平成19年の児童福祉法の一部改正による改正</u>  <u>平成16年児童福祉法改正法においては、地域協議会の設置は義務付けられておらず、その附帯決議において、「全市町村における要保護児童対策地域協議会の速やかな設置を目指す」こととされていた。</u>  <u>平成19年5月に成立した「児童虐待の防止等に関する法律及び児童</u></p>	<p>第1章 要保護児童対策地域協議会とは</p> <p>1. 平成16年度児童福祉法改正法の基本的な考え方</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) このため、児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号。以下「平成16年児童福祉法改正法」という。）においては以下の規定が整備された。</p> <p>① 地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者（以下「要保護児童等」という。）に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を置くことができる。</p> <p>② 地域協議会を設置した地方公共団体の長は、地域協議会を構成する関係機関等のうちから、地域協議会の運営の中核となり、要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う要保護児童対策調整機関を指定する。</p> <p>③ 地域協議会を構成する関係機関等に対し守秘義務を課すとともに、地域協議会は、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対して資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) なお、平成16年児童福祉法改正法においては、地域協議会の設置は義務付けられていないが、こうした関係機関等の連携による取組が要保護児童への対応に効果的であることから、その法定化等の措置が講じられたものである。また、参議院厚生労働委員会の附帯決議においても、「全市町村における要保護児童対策地域協議会の速やかな設置を目指す」こととされているところである。これらの経緯を踏まえ、市町村における地域協議会の設置促進と活動内容の充実に向けた支援に努めるものとする。</p>

改正後	現行
<p><u>福祉法の一部を改正する法律」(平成19年法律第73号。同年6月公布。)</u>  <u>による改正後の児童福祉法の規定により、平成20年4月から、地域協</u>  <u>議会の設置が努力義務化されたところである。この改正法の趣旨を踏</u>  <u>まえ、市町村における地域協議会の設置促進と活動内容の充実に向け</u>  <u>た支援に努めるものとする。</u></p> <p>3. 要保護児童対策地域協議会の意義 略</p> <p>4. 対象児童 略</p> <p>5. 関係するネットワーク等 略</p> <p>第2章 以下略</p>	<p>2. 要保護児童対策地域協議会の意義 略</p> <p>3. 対象児童 略</p> <p>4. 関係するネットワーク等 略</p> <p>第2章 以下略</p>